

令和6年度山形県総合政策審議会土地利用部会議事概要

- 1 日 時 令和7年2月13日（木） 10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 県庁1201会議室及びオンライン
- 3 出席委員 佐藤部会長、赤藤特別委員、小笠原特別委員、尾形特別委員、河合特別委員、小関特別委員、齋藤特別委員、中川特別委員、細谷特別委員
- 4 欠席委員 大武委員

5 部会長代理の指名について

山形県総合政策審議会条例第8条第5項の規定により、佐藤部会長が、大武委員を部会長代理に指名した。

6 審 議 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案について

資料に基づき事務局から説明が行われ、このことについて、委員からあった主な意見等は以下のとおり。

赤藤委員： 一点目は情報提供的なことだが、今回の地域について職業柄関連があり調べたところ、都市計画法上の用途地域の指定だけではなく、現在新庄市で策定中の立地適正化計画において都市機能誘導区域になるといったことを確認している。そのようなことから農業地域除外というのは妥当であると考えている。

二点目は、現在、都市地域と農業地域の重複となっており、今回、都市計画区域の非線引き白地地域から用途地域になることに伴い、都市地域の用途地域と農業地域は重複できないので、農業地域をはずすということだが、県内においては、都市計画区域の線引きがなされているところが少なく、ほとんどが非線引きで、不動産業者は白地地域を好んで開発するため、本来そちらの方のコントロールが必要かなと個人的に感じている。

中川委員： 今回のような形で、現状があって、自治体がそれぞれ変更の計画を出していて、関係各所と調整をし、今この土地利用部会に至っているが、個別にはよいと承認していった結果、仮に全体の大きい計画、土地利用の計画との間に齟齬が出てきたような場合は、どこかで調整されるのか。それはやはりこの土地利用部会なのか。

また、もし将来的に、過去に遡って確認したいとなった場合は、資料が残っていたり確認したりすることは可能なのか。

事務局： 土地利用基本計画において都市地域や農業地域など5地域に区分して記載している。また、例えば、都市地域では、都市計画法に基づいて都市計画マスタープランで都市整備の指針を示すなどしている。

土地利用について都市計画法や農振法などの個別法の枠組みで具体的に検討しているが、個別法だけでは他の分野との調整が不十分になるといった場合もあるので、上位計画としての土地利用基本計画をもって総合調整を図ることとなり、この土地利用部会でその総合調整について大所高所からのご意見をいただくことになる。

そして、土地利用基本計画の計画図を変更したうえで、例えば用途地域の指定を決定する流れとなる。

また、文書の種類によって保存期間が30年だったり10年だったりするが、保存期間の範囲内で遡って調べることが可能である。

部会長： 土地利用部会で異議があった場合には、また各機関で再調整していくということになるかと思う。

細谷委員： 防災の視点で話をすると、当該地域は新庄市内の中でも浸水区域になっていない部分でもあり、住まい方の工夫という部分では、宅地になるというのは防災の中でも役に立つ地域になっていくのかなと感じた。特に中高層住居専用地域となると避難の際にも役に立つような土地利用にも繋がるかなと思う。

一方で県管理河川の指首野川のところに関しては、河岸浸食が想定される川ということで、これは期待するところだが、都市整備に合わせて川の整備ということも意図し、人の安心な暮らしを担保できる計画に繋がっていけばよいと思う。

以上の審議を踏まえ、山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案に係る山形県総合政策審議会土地利用部会の意見については、「異議なし」とすることに決定された。